

提出内容

受付番号： 185001134000000028
提出日時： 2020年12月21日20時(27分)

案件番号： 185001134
案件名： 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する中間まとめ」に関する意見募集の実施について
所管省庁・部局名等： 文化庁著作権課 電話：03-5253-4111（内線4824）
意見・情報受付開始日： 2020年12月4日16時
意見・情報受付締切日： 2020年12月21日23時

郵便番号： -
住所：
氏名： （一社）情報科学技術協会 著作権委員会
連絡先電話番号： 03-6222-8506
連絡先メールアドレス： infosta@infosta.or.jp

提出意見：

1. 個人/団体の別を御選択ください。
02 団体
2. 氏名/団体名を御記入ください。（※団体は回答必須）
（一社）情報科学技術協会 著作権委員会
3. 電話番号を御記入ください。（※団体は回答必須（エラーとなる場合は未記入で構いません））
03-6222-8506
4. メールアドレスを御記入ください。（※団体は回答必須）
infosta@infosta.or.jp
5. 御意見について
（4）第3章：まとめ（関連する諸課題の取扱いを含む）
「図書館資料の複製が認められる図書館等」として政令で定めている現状に必ずしも一貫性があるとは思えません。営利企業が組織内に設置して組織内の利用しか認めていない図書館が除外されるのは当然のことであるとしても、専門性の高いコレクションと機能を持つ専門図書館であれば度重なる公衆の頻繁な利用こそ無いものの、利用希望者の期待に応じている事は多いと思います。誰でもが利用可能でそれなりのコレクションを所蔵し、専門スタッフによる適切な著作権管理体制も整っている（いわゆる）図書館を著作権法上の「図書館等」に含めない理由は無いと思います。現状の著作権施行令に基づく指定施設には一貫した基準

提出内容

や指定結果の明確性に疑問を感じます。

根本的な見直しを希望するものの、今回要望がある小・中・高の学校図書館や病院図書館を著作権法上の「図書館等」に含める早急の対応を期待しています。但し、コレクションの所蔵や著作権管理体制等に関する一定の基準設定と基準への合致を確認する事は必要だと思えます。

(5) その他の事項

学校図書館で早くから著作権の重要性を知り、著作物の大切さとおもしろさに馴染んでもらう事は、将来（想定も含め）ユーザーにも繋がるものではないでしょうか。研究には学術情報の迅速な流通がエッセンシャルである事は今更述べるまでの事は無いと思えます。図書館はコレクションを購入する立場でもあり、学術情報流通を支えつつ不適切な利用に対抗する協力者でもあります。公正な利用と権利の保護を両立させ、もって文化（と学術研究）の発展に寄与したいと考えつつ、意見を述べさせて頂きました。